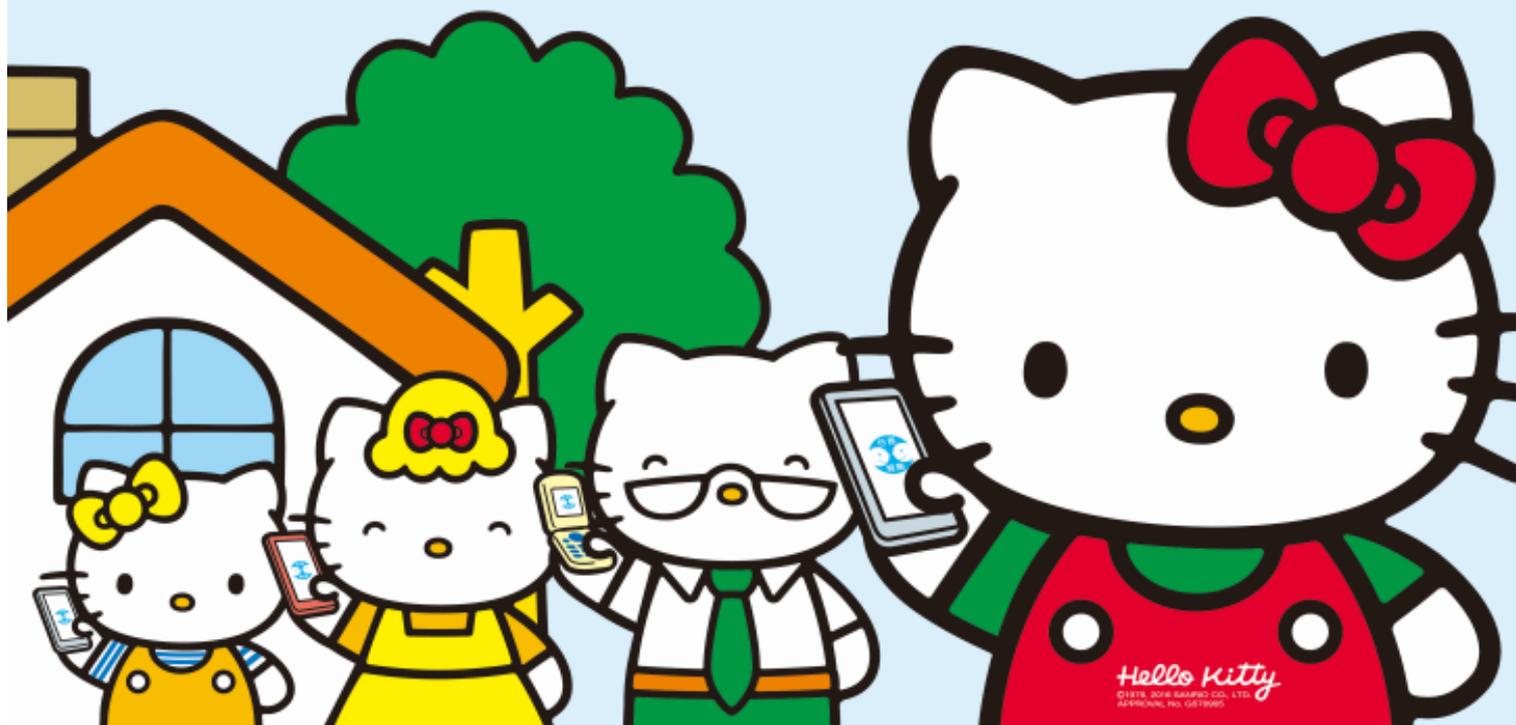


困ったら一人で悩まず



行政相談



狭山一日合同行政相談所

7月5日(水)10時15分～16時

(受付は10時から15時30分まで)

狭山市民交流センター(狭山市入間川1-3-1)

行政機関、司法書士、税理士などが、登記、雇用、年金など行政に関するお困りごとや、相続、税金などのご相談を無料、予約不要でお受けいたします。

弁護士相談は予約制を設け、6月27日(火)から7月3日(月)までの平日9時から17時までに電話で予約を関東管区行政評価局行政相談課でお受けします。

予約・お問い合わせ先：総務省関東管区行政評価局 (048-600-2311)

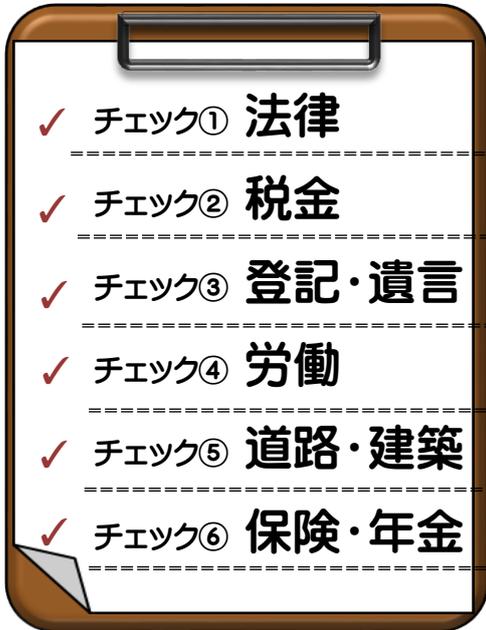
✧主催：総務省関東管区行政評価局 ✧後援：埼玉県 ✧協力：狭山市、飯能市、入間市、日高市、埼玉行政相談委員協議会

参加行政機関等

- さいたま地方法務局 ●埼玉労働局 ●関東地方整備局 ●日本年金機構所沢年金事務所 ●埼玉県 ●狭山市
- 埼玉県人権擁護委員連合会 ●狭山市社会福祉協議会 ●狭山市民生委員・児童委員協議会 ●埼玉弁護士会
- 埼玉司法書士会 ●関東信越税理士会埼玉県支部連合会 ●埼玉行政相談委員協議会 ●関東管区行政評価局

こんなお悩みはありませんか？

お困りごとチェックシート



- 遺産相続の話合いが進まない 土地の境界争いの解決方法は？
- 相続した時の税金はいくら？ 生前贈与にかかる税金は？
- 土地、建物の名義を変更したい 遺言書の作成方法を知りたい
- 雇用主が賃金を払ってくれない！ 雇用保険(失業手当)について
- 道路の穴や段差を直してほしい 家を建てる場合の規制は？
- 介護保険制度について知りたい 年金の受給手続きを知りたい

- その他にも、暮らしの中でのお困りごとや分からないことがあれば、お気軽にご相談ください！



< 会 場 >
狭山市市民交流センター
1階 コミュニティホール
(西武新宿線 狭山市駅西口
から徒歩約1分)
会場は無料駐車場がありません
公共交通機関をご利用ください
車でのお来場は西口駐車場をご利用ください

行政相談委員による定例相談所

総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員が、皆様からの行政に関する苦情や意見・要望を、難しい手続きなしで受け付け、総務省関東管区行政評価局と連携して、公正・中立の立場で、その解決や実現を促進しています。

相談日	第3月曜日	場 所	狭山市役所	時 間	10時から15時まで
	祝日の場合、変更があります		1階 市民相談室		